

～トピックス～

1. “税”であっても税理士業務対象外の印紙税その他の税
2. 税務カレンダー（2024年1月、2月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

人を熱烈に動かそうと思ったら、相手の言い分を熱心に
聞かなければならない

デール・カーネギー（実業家）

※ 経営者100の言葉より引用

“税”であっても税理士業務対象外の印紙税その他の税

◆“税”のことなら税理士に聞け!?

紙の契約書を作成したり、5万円以上の金額を受領したりした際に貼り付けて消印（割り印）を押しておかなければならないのが印紙税です。それを忘れて税務調査で指摘を受けると、最大で納付すべき印紙税×3倍の本税+過怠税が発生します。重いです。

“この文書の作成には印紙の貼付が必要か？金額はいくらか？”となると関与先会社は、“税のことだから顧問税理士に聞け”となります。問い合わせを受けると何とか調べて回答しますが、じつは税理士はよくわかっていません。業務対象外なのです。

◆印紙税は税理士業務の対象としない租税

税理士が業務の対象とする税は、税理士法で決まっています。「税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、税務代理や税務書類の作成及び税務相談を行うことを業とする」と決められていますが、その対象とされる租税から、印紙税は除かれています。

万一、印紙税で税務上の問題が発生しても、税理士は納税代理人となれません。

他に除かれている税金は、登録免許税、自動車重量税、電源開発促進税、国際観光旅客税、関税、とん税、特別とん税及び狩猟税並びに法定外普通税及び法定外目的税

です。登録免許税や自動車重量税そして関税なども一般の事業会社にもなじみのある税金ですが、税理士業務の対象外です。

「法定外税」とは、地方税法に定めがなく、各地方自治体の条例で定められる地方税です。具体的には、法定外普通税では「核燃料税（原発のある都道府県）」他、法定外目的税では、「宿泊税（東京都）」、「産業廃棄物税（多くの都道府県）」他があります。

◆印紙税等税理士業務外は会社主体で調べる

会社の儲けに対して課税される法人税や事業税・法人住民税は税理士業務であることが明らかですが、その他の税金でもわからないことがあったら、まずは顧問の税理士に聞いてみましょう。たぶん、業務対象外と前提を示したうえで、何らかの解説や説明はしてくれるものと思います。

ただし、印紙税などの税理士業務の対象外の税金については、税理士は責任を負えません。あくまでも会社が主体となって納税関係の対応に当たることになります。不明点は、国税庁のサイトをよく読み、税務署に相談するなどしてください。

2024年1月の税務

1月10日

●前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付)

1月31日

●支払調書の提出
●源泉徴収票の交付
●固定資産税の償却資産に関する申告
●11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

2024年2月の税務

2月13日

●1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2月29日

●12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
●3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
●法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
●6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

●給与支払報告書の提出

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出(本年最初の給与支払日の前日)

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)
(1月中において市町村の条例で定める日)

●消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○前年分贈与税の申告(申告期間:2月1日から3月15日まで)

○前年分所得税の確定申告(申告期間:2月16日から3月15日まで)

○固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付(2月中において市町村の条例で定める日)

今月のおすすめ書籍

精神科医がすすめる

これからの生き方図鑑



ジャンル

自己啓発・マインド

健康・フィットネス

著者

樺沢紫苑

出版社

光文社

定価

1,760円（税込）

出版日

2023年07月30日

評判

総合

3.7

★★★★☆

★

★

革新性

3.0

★★★★

★

★

明瞭性

4.0

★★★★★

応用性

4.0

★★★★★

本書は、『アウトプット大全』『言語化の魔力』など数々のベストセラーを発し、精神医学の知識をわかりやすく説くことで人気を博す樺沢紫苑氏による一冊だ。幸せ、自己成長、働き方、そしてメンタルヘルスまで、「これから」の人生をよりよくするための47のコツを、「図鑑」のようにイラスト入りで紹介している。いずれのコツも難しいものではなく、日々の習慣や行動、考え方をほんの少し変えるといった、手軽にできてしまうものばかりだ。

また、現在の自分が抱えるコンプレックスや悩みの解消法にもページを割いている。行動できない自分の変え方や職場の人間関係の対処法など、「これから」だけでなく「今」にもフォーカスしているところが嬉しい。

本書では、「行動すること」の重要性を繰り返し説いている。0を1にすることは、1を10にするよりも大変だ。本書の内容で「気になる」「面白そう」と感じたものがあれば、ひとつでいいからやってみてほしい。その小さな歩みが、幸せな未来への一歩となるのである。

◆◆◆詳細が気になった方はぜひ、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091
<https://abn-m.or.jp>